

## 県民意見募集手続により寄せられたご意見の概要及び県の考え方

No	項目	意見の内容	県の考え方
1	基本的方針	犬やねこの致死処分率の10年後の目標値を追加すべき。	貴見のとおりです。
2	普及啓発	犬及びねこの譲渡会を、県民の都合の良い日に行って欲しい。	「5 施策別の取組み(1)普及啓発 動物愛護制度の普及」に記載しているとおり、今後体制を整えたいと考えています。
3	普及啓発	収容された犬の返還率を向上させるため、できるだけ抑留期間を延長すべき。	犬の返還のためには、まずは飼い主が鑑札等の所有明示措置を行うべきと考えています。
4	普及啓発	全ての問題は飼い主にあるため、また、今後のペットの需要増も見込まれ、適正飼養の普及啓発が最重要である。多少の費用や労力を要しても、市町村広報やパンフレット類を活用した啓発が最も効果的である。	市町村広報やパンフレット等による広報を積極的に行っていきたいと考えています。
5	適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	同じ税金を使うなら、致死処分よりも不妊・去勢手術の推進(補助金、広報等)に力を入れて欲しい。	不妊・去勢手術の推進は重要であり、力を入れて普及啓発等推進していきたいと考えております。
6	適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	不妊・去勢手術を推進するため、市町村・獣医師会・動物愛護団体等に、ねこの不妊・去勢手術の助成金制度の導入を働きかけていくべき。	今後の検討課題とさせていただきます。
7	適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	高齢者のみの住宅における動物の飼養について、飼養継続が困難となることの防止策・対応策を検討すべき。	施策の参考とさせていただきます。
8	適正飼養の推進による	致死処分の際は、麻酔注射による安楽死処分を行って欲しい。	現状の炭酸ガスを使用した致死処分は、職員への動物による危害

	動物の健康と安全の確保		防止の観点や、精神的苦痛の大きさを考慮したうえで、適切な方法と考えております。
9	適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	動物の遺棄・虐待や動物による迷惑行為について、その実態を知らせることで、飼い主や一般市民の意識を高め、現状を変えることが出来る。	施策の参考とさせていただきます。
10	適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	ペットも長生きする時代となり、安易な心構えでは終生飼養は難しくなっている。	貴見のとおりであり、動物を飼う前に熟考する必要があることを啓発していきたいと考えています。
11	所有明示（個体識別）措置の推進	ホームページにおいて、捕獲した犬の情報（画像等）の発信を検討すべき。	今後の検討課題とさせていただきます。
12	動物取扱業の適正化	販売動物の生年月日とともに、ブリーダー等繁殖業者から出荷された日も表示するよう指導すべき。	施策の参考とさせていただきます。